

## 特別職等の職務

職	主な職務
区長	<p>【権限】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区の統括代表権</li> <li>2 事務の管理及び執行権</li> <li>3 規則制定権</li> <li>4 職員の任免権、指揮監督権</li> <li>5 事務組織権</li> <li>6 所管行政庁の処分の取消及び停止権</li> <li>7 公共的団体等の監督権</li> </ol> <p>【担当事務】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 議案を提出すること。</li> <li>2 予算を調製し、執行すること。</li> <li>3 区民税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金、手数料を徴収し、及び過料を科すこと。</li> <li>4 決算を議会の認定に付すこと。</li> <li>5 会計を監督すること。</li> <li>6 財産を取得、管理及び処分すること。</li> <li>7 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。</li> <li>8 証書及び公文書類を保管すること。</li> <li>9 その他区の事務を執行すること。</li> </ol>
副区長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区長を補佐すること。</li> <li>2 区長の命を受け、政策及び企画をつかさどること。</li> <li>3 補助機関である職員の担任する事務を監督すること。</li> <li>4 区長の職務を代理すること。</li> <li>5 区長の権限に属する事務の一部について、区長の委任を受け、その事務を執行すること。</li> </ol>
教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会の会議を主宰すること。</li> <li>2 教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどること。</li> <li>3 教育委員会事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること。</li> <li>4 教育委員会を代表すること。</li> </ol>
議員 (議会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議決権 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例を設け、又は改廃すること。</li> <li>(2) 予算を定めること。</li> <li>(3) 決算を認定すること。</li> <li>(4) 条例で定める契約を締結すること。</li> <li>(5) 条例で定める財産の取得又は処分をすること など</li> </ol> </li> <li>2 選挙権</li> <li>3 検査権・監査請求権</li> <li>4 意見書提出権</li> <li>5 調査権</li> <li>6 請願受理権</li> <li>7 同意権</li> <li>8 諮問答申権</li> </ol>